

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

【解 説】

- 公布した条例の解説

税務課

〃

指導監査室

〃

医療推進課

〃

建築指導課

総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「及び過料」を、「過料及び犯則事件」に改める。

附則第二十一条の四第三項第四号中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条の四第三項第四号の改正規定は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条第一項の規定は、この条例の施行の日以後にした行為に係る県税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る県税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十八号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第二項」を「第六条」に、「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「県税の」の下に「課税免除及び」を加える。

第二条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条第一項中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「の所得」を「（供用開始日から起算して三年を経過する日までに終了する各年又は各事業年度に限る。）の所得」に、「の税率を、県税条例の規定にかかわらず、県税条例に定める率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た率とする」を「を免除する」に改め、各号を削り、同条第三項中「不均一の課税」を「課税免除」に改める。

第三条の見出し中「不動産取得税の」の下に「課税免除及び」を加え、同条第一項中「の税率を、県税条例の規定にかかわらず、県税条例に定める率に十分の一を乗じて得た率とする」を「について、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者 課税を免除すること。
 - 二 地域再生法第十七条の二第二項第二号に掲げる事業を実施する者 県税条例の規定にかかわらず、税率を県税条例に定める率に十分の一を乗じて得た率とすること。
- 第三条第二項中「不動産取得税の」の下に「課税免除又は」を加える。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成三十年六月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(事業税に関する経過措置)

2 新条例第二条第一項の規定は、適用日以後に新設し、又は増設した特別償却設備に係る事業に対する事業税について適用し、適用日前に新設し、又は増設した特別償却設備に係る事業に対する事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第三条第一項の規定は、適用日以後の特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用し、適用日前の特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(申請書の提出期限の特例)

4 新条例第二条の規定の適用を受けようとする者で、適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「遡及適用期間」という。)に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、その者の同条第三項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

5 新条例第三条の規定の適用を受けようとする者(同条第一項第一号に掲げる者に限る。)で、遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十九号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第二項」の下に「第七項」を加え、同条第六項中「以外の」の下に「養護老人ホーム、」を加え、同条第七項ただし書中「できる」を「でき、第一項第三号口の主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする」に改め、同条第十項ただし書中「にあつては」を「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十二条の二の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第二百五十三条の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては）」に改め、同条第十二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十号

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成三十年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に、「第九条の七」を「第九条の八の二」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十九の項中「及び医療法施行令」を「、医療法施行令」に、「」を「」及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この項において「省令」という。）に「」に改め、同項口の次に次のように加える。

ハ 省令第九条の十五の二の規定による病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定

別表第二の十二の項中「（昭和二十三年厚生省令第五十号）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の二十九の項の上欄に掲げる事務（この条例により新たに倉敷市が処理することとされたものに限る。）に係る医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で同日以後においては倉敷市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同令の適用については、倉敷市の長のした処分その他の行為又は倉敷市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十二号

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第六条第一号中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改める。

附則第二条を次のように改める。

(既存病床数及び申請病床数の補正に関する経過措置)

第二条 病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ省令第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第三条を削る。

附則第四条の前の見出しを削り、同条中「介護保険法」の下に「(平成九年法律第百二十三号)」を加え、「、次条及び附則第六条」を「から附則第六条まで」に、「以下」を「以下この条及び附則第五条において」「に」、「この条に」を「この条及び次条に」に改め、同条第一号ただし書中「歯科口腔外科」を「歯科口腔外科」に改め、同条を附則第三条とし、同条の前に見出しとして「(療養病床に関する経過措置)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四条 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第五条中「この条」の下に「及び次条」を加える。

附則第六条を次のように改める。

第六条 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一号の改正規定は、平成三十年十二月一日から施行する。

建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第六十三号

建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第一条 建築物等の制限に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

第十三條の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「仮設建築物」を「仮設興行場等及び同条第六項の一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等」に改める。

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 建築基準法第四十三條第二項第一号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する

制限の適用除外に係る建築の認定の申請に対する審査 二万七千二百六十円

第二条第一項第十号中「第四十三條第一項ただし書」を「第四十三條第二項第二号」に、「の建築」を「に関する制限の適用除外に係る建築」に改め、同項第三十七号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十七の二 建築基準法第八十五條第六項の規定による一年を超えて使用する特別の必要がある

仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 十四万六千六百八十円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に鑑み、県税の犯則事件に関する事務を迅速かつ適切に処理するため、当該事務に係る知事の権限を県民局長に委任する等所要の改正を行ったものである。

◎ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域再生法の一部改正に鑑み、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、事業税及び不動産取得税の課税免除を行うことができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、サテライト型養護老人ホームの設置等の基準を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

医療法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、医療法施行規則に基づく病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定に関する事務を倉敷市が処理することとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例について

医療法施行規則の一部改正に鑑み、既存病床数及び申請病床数の補正の基準を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

建築基準法の一部改正に鑑み、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行ったものである。